

米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例（素案）

米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（開示の実施）</p> <p>第20条 [省略]</p> <p>2 保有個人情報の開示は、別表第1の左欄に掲げる保有個人情報の種別に応じ、同表の右欄に定める方法（実施機関が保有する機器又は電子計算システム（電子計算機等により、定められた一連の処理手順に従って自動的にデータを処理するシステムをいう。）により実施することができる方法に限る。以下同じ。）により行うものとする。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により閲覧、聴取又は視聴の方法により保有個人情報を開示する場合において、当該保有個人情報に開示しない部分があるとき、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該保有個人情報の写しにより、これを行うことができる。</p> <p>4 第2項の規定により保有個人情報の写しの交付の方法により保有個人情報の開示を行う場合の当該交付部数は、当該開示請求1件につき1部とする。</p> <p>（手数料等）</p> <p>第28条 第20条第2項の規定により保有個人情報の閲覧、聴取又は視聴の方法により行う保有個人情報の開示及び訂正に係る手数料は、無料とする。</p> <p>2 第20条第2項の規定により保有個人情報の写しの交付の方法により保有個人情報の開示を行う場合には、別表第2の左欄に掲げ</p>	<p>（開示の実施）</p> <p>第20条 [省略]</p> <p>2 保有個人情報の開示の方法については、米子市情報公開条例第14条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>（手数料等）</p> <p>第28条 保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。</p> <p>[新設]</p>

る保有個人情報の種別及び同表の中欄に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

- 3 開示請求者が保有個人情報の写しの送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成に係る手数料又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。
- 5 第2項の規定による手数料及び第3項の規定による費用は、保有個人情報の写しの交付又は送付を受ける前に納付しなければならない。

別表第1（第20条関係）

保有個人情報の種別	開示の方法
1 文書、図画又は写真	閲覧
	写しの交付
2 フィルム	専用機器により映写したものの又は用紙に印刷したものの閲覧
	写しの交付
3 録音テープに記録されているもの又は音声ファイル	専用機器により再生したものの聴取
4 ビデオテープに記録されているもの又は動画ファイル	専用機器により再生したものの視聴
5 電磁的記録（3の項又は4の項に該当するものを除く。）	ディスプレイその他の出力機器により出力したものの閲覧
	写しの交付

- 2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

[新設]

[新設]

別表第2（第28条関係）

保有個人情報の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書、図画又は写真	(1) 複写機により用紙に複写したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 複写機により用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格X 0606及びX 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ	光ディスク（日本産業規格X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生するこ

[新設]

	120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	とが可能なものに限る。) 1枚につき120円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
2 フィルム	(1) 用紙に印刷したものの交付 ((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円
3 電磁的記録 (録音テープに記録されているもの若しくは音声ファイル又はビデオテープに記録されているもの若しくは動画ファイルを除く。)	(1) 用紙に出力したものの交付 ((2)に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) 光ディスク (日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	光ディスク (日本産業規格 X 0606及び X 6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) 1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイ

		ルごとに130円を加えた額
	(4) 光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格 X 6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）1枚につき120円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額
<p>備考</p> <p>1 用紙に複写、印刷又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写、印刷又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。</p> <p>2 用紙に複写、印刷又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格 A 列 3 番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格 A 列 3 番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。</p>		
備考 表中の [ ] の記載は、注記である。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の米子市個人情報保護条例（以下「改正後条例」という。）第20条、第28条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う開示請求（改正後条例第11条に規定する開示請求をいう。以下同じ。）に対する保有個人情報（同条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示の実施及び保有個人情報の開示に係る手数料等について適用し、同日前に行った開示請求に対する保有個人情報の開示の実施及び保有個人情報の開示に係る手数料等については、なお従前の例による。